

## 広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（4月9日改訂）

政府は、4月7日に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県に対し、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令した。これらの地域では、都市部を中心に新型コロナウイルス感染症の感染者が急増し、かつ、感染経路が特定できない症例が多数に上っており、医療提供体制が逼迫してきている状況とされている。

本市においても、感染経路が特定できない感染者が報告されており、これまで限定的であった日常生活の中での感染リスクが徐々に増えつつあることを踏まえれば、今後、感染者数が急増し、医療提供体制のキャパシティを超え、「医療崩壊」が生じるおそれがある。こうした状況を避け市民の命を守るためには、感染者数の急増を抑えることが何より重要である。経済活動等への配慮もさることながら、健康被害の抑制を優先することがより極めて重要な局面となっており、長期的な視点で取り組む必要がある。このため、徹底した感染拡大防止対策を講じるために、広島市主催\*のイベント等の開催については、この度、国が緊急事態措置を実施する1か月という期間も踏まえつつ、その週末に当たる本年5月17日までの間、以下のとおり取り扱うこととする。なお、市民等が主催するイベント等の開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いする。

※広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

### 1 イベント等の開催の可否について

- ① 開催を予定しているイベント等については、咳や発熱などの体調不良がある方、過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方、過去2週間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある方は参加しないこと、持病のある方や高齢者、妊婦等は参加を控えることを必ず事前にホームページ等で告知する。あわせて、有料のイベント等の場合には、上記に該当して参加しない方には原則として料金を返金する旨をホームページ等で告知する。
- ② 開催を予定しているイベント等が、高齢者等のハイリスク者を対象とするもの、又は高齢者等のハイリスク者が参加者の半数を超えると見込まれるものであるときは、中止又は延期する。また、互いに手を伸ばすと届く距離で多くの人が対面や横並びで会話するような環境で開催するもの\*や、互いに手を伸ばすと届く距離で食事を提供するような環境で開催するもの、スポーツや音楽、ダンス等、屋内の閉鎖的な空間において参加者同士が至近距離で交わるような活動を行うものも、中止又は延期する。  
※講演会やコンサートなど、イベントの開催中には会話がなくとも、開催前後において会話が発生するものを含む。
- ③ ②に該当しないものや、この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、少なくとも下記2の感染予防対策を確実に実施するとともに、別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」を参考にイベント等の特性に配慮した対策を工夫の上、開催する。

### 2 感染予防対策

#### (1) 開催場所の設営方法等

- ・会場入口や会場内の複数個所にアルコール消毒液を設置する。アルコール消毒液の設置が困難な場合は、会場入口やトイレの手洗い場等に予防について国が示した啓発ポスターを掲示する。
- ・参加者には、会場内で咳エチケットの徹底や手洗いなどの実施を要請する。
- ・構造上可能な場合は、休憩時間などに換気を行う。
- ・ドアノブ等に触れる機会が少なくなるよう、ドア等は支障のない範囲で開放する。

#### (2) 開催関係者の対応等

- ・食事を提供する場合、調理者や食事の提供者はマスクを着用し、手洗いを励行する。
- ・終了後は、参加者が触れたものをアルコールや次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。

### 3 市民等からの相談対応

市民等が開催するイベント等は、教育関係、福祉関係、観光関係等多岐の分野にわたると考えられることから、この基本方針に準じた取扱いに関する疑義等の相談については、企画総務局政策企

画課で対応する。